平成２８年（フ）第１０６６号
東京都昭島市田中町３丁目５―15―306
債務者　竹内　　司
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１２号
横浜市瀬谷区三ツ境23番地32
債務者　大瀧　初子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８号
東京都八王子市中野上町５丁目18番１号エスポアール1989Ａ棟101号
債務者　鈴木　祐光
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６７０号
静岡市清水区駒越西２丁目７番２号
債務者　宮田　朝子（旧姓青島）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月25日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５号
静岡県浜松市浜北区根堅161番地、前住所静岡県浜松市天竜区春野町気田618番地の５
債務者　渡辺　幸弘
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目21番25号　ウイング高丘５　101号室、前住所静岡県浜松市中区葵西４丁目28番35号　萩の原コーポ１Ｆ－２
債務者　奥山　孝晃
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第７号
岡山市南区大福662番地31
債務者　濱野　恭久
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６１号
東京都東村山市萩山町１丁目27―27―303
債務者　小堺小由紀
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０２７号
東京都足立区興野１丁目15―10―202
債務者　佐々木由美
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０５８号
東京都町田市中町３丁目18―12―106
債務者　大井　優子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７号
東京都日野市旭が丘４丁目７番地の５シティハイツ日野旭が丘５―606
債務者　可知　紀文
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０７６号
東京都町田市金森７丁目７番３号レオパレス・エキノックスＣ―105
債務者　辻本　博雅
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３４号
静岡市葵区与一５丁目19番23号
債務者　安本　達司
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月９日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０９号
横浜市磯子区森３丁目１番19―505号
債務者　勝間　理恵
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部